

○厚生労働省告示第百八十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。



49	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040040xx01x4xx
		040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
		060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
50	レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060020xx99x40x
		060020xx99x41x
51	メトレプレチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060035xx0105xx
		100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
52	オフアツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx99x1xx
		130050xx97x2xx
		130050xx99x2xx